

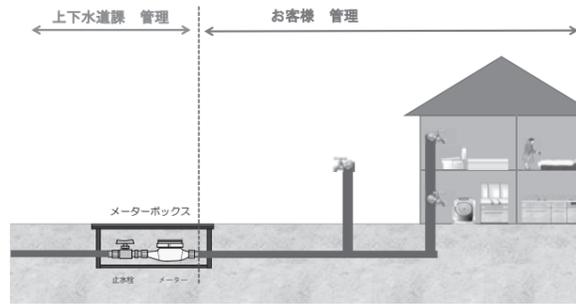
給水装置の適切な管理にご協力をお願いします

水道を使用するために設置された蛇口や給水管などを「給水装置」といいます。

宅地内の水道メーターまでの給水装置は上下水道課で管理していますが、水道メーターから住宅側の給水装置はお客様の財産であり、お客様自身での管理となります。

そのため、住宅側の給水装置で漏水が発生した場合、その修理費用はお客様負担となります。さらに、一度メーターを通った水は漏水で失ってしまった分にも料金が発生しますので、漏水していることがわかったら、速やかに指定給水装置工事業者へご相談ください。

(美里町ホームページに事業者一覧を掲載しております。)



美里町指定給水装置工事業者名簿一覧はこちらから

問合せ＝上下水道課 業務係 ☎76-1118

住宅用火災警報器の設置調査を行います

全ての住宅で義務化となっている住宅用火災警報器の設置状況調査を行います。消防職員が無作為抽出によりお宅を訪問し、玄関先もしくはインターホン越しで聞き取り調査を行いますので、皆さまのご協力をお願いします。※住宅内へ入ることは一切ありません。



※不適正な訪問販売や電話勧誘などが増加しています。消防署や役所の職員が個人宅を訪問し、住宅用火災警報器や消火器の販売などを行うことはありません。これらの悪質な業者にはご注意ください。

■調査期間

4月27日(月)～5月20日(水)

■調査内容

- ①住宅用火災警報器の設置の有無
- ②住宅用火災警報器を設置している場合は設置の場所と経過年数
- ③住宅用火災警報器の点検（作動確認）の有無と結果

問合せ＝児玉郡市広域消防本部 予防課 ☎24-8392

気分はピアニスト！ 遺跡の森ピアノ試弾会♪

遺跡の森館ホールで、最高のスタインウェイピアノ（モデル：D-274）を思う存分に弾いてみませんか。お気軽にお申し込みください。



■日時 5月16日(土)・17日(日)

午前9時～午後5時

■場所 美里町遺跡の森館ホール

■参加費 1,000円（1時間）

※参加費は利用日当日に遺跡の森館窓口にてお支払いください。

■募集人員 各日8名（1枠55分）

■申込方法・期間

4月23日(木) 午前9時から美里町LINE公式アカウントの「予約」画面で受付開始
※先着順（定員になり次第締切）

■その他

試弾会の詳細については、町ホームページをご覧ください。



問合せ＝教育委員会事務局 生涯学習係（コミュニティセンター内）☎76-3431

4月から公共下水道使用料、農業集落排水使用料が変わります

町の公共下水道事業と農業集落排水事業は、料金収入の減少や汚水処理費用の上昇、施設の老朽化による維持・更新費の増加など、経営上のさまざまな問題を抱えています。さらに、この2つの事業は同じ汚水処理事業であるにもかかわらず、使用料の水準が異なり、受益者負担の公平性が図られていませんでした。

この度の使用料の改定は、2つの事業に対する受益者負担の均衡を図り、将来の負担を軽減して、安全・安心な下水道サービスを今後も継続して提供するための取組となりますので、ご理解とご協力をお願いします。

1 公共下水道使用料改定

公共下水道事業では、施設の維持管理に要する経費の一部しか料金収入で賄えておらず、残りの不足分を一般会計（税金）からの繰入金によって補っています。

そのため、公共下水道については令和3年度に開催した上下水道事業審議会の「維持管理費を賄える水準に使用料を引き上げることが適当」との答申内容を受け、令和4年10月1日から段階的に使用料の改定を行ってきました。この令和8年4月からは使用料を第3段階へ移行します。

公共下水道使用料（税別・1か月につき）

【改定前】		【改定後】		
区分	第2段階 R6.4.1 ~	区分	第3段階 R8.4.1 ~	
基本使用料	800円	基本使用料	800円	
従量使用料 (1㎡につき)	1㎡～10㎡	66円	1㎡～10㎡	100円
	11㎡～30㎡	120円	11㎡～30㎡	120円
	31㎡～50㎡	130円	31㎡～50㎡	130円
	51㎡～100㎡	160円	51㎡～100㎡	160円
	101㎡～200㎡	180円	101㎡～200㎡	180円
	201㎡～500㎡	200円	201㎡～500㎡	200円
	501㎡～1,000㎡	220円	501㎡～1,000㎡	220円
1,001㎡～	230円	1,001㎡～	230円	

【改定のポイント】

- ・使用水量1～10㎡の単価は、これまでは66円でしたが、令和8年4月から100円に改定します。
- ・基本料金および11㎡以上の従量使用料単価は、現在の金額のまま据え置きます。

2 農業集落排水使用料改定

農業集落排水使用料は、令和6年4月1日に定額制から従量制へと移行しました。

これに伴う急激な負担の増加をやわらげるため、激変緩和制度を設けて段階的に使用料が上がるよう配慮してきましたが、この2年間実施してきた激変緩和制度が令和8年4月1日をもって終了となります。

激変緩和制度終了後は、農業集落排水の使用料体系が公共下水道と同一になります。